

第3章 ~やすらぎ~

人と人、みんなが支えあう、
安心・安全なまちをつくります

- 1 健康づくり
- 2 福祉
- 3 医療
- 4 安心・安全

基本方針 2 ～ やすらぎ ～

人と人、みんなが支えあう、
安心・安全なまちをつくります

1 健康づくり

現況と課題

本町には、保健福祉施策等の拠点施設となる健康管理センター・瑞穂保健福祉センター・和知保健センターをはじめ、町立病院・診療所、在宅介護支援センターなどがあり、その他保健福祉施設とが連携を強化しながら、町民による活発な保健福祉活動との協働により、高齢社会に対応した総合的な保健・福祉・医療施策を展開し、町民の安心の確保に努めています。

本町の健康づくり施策では、疾病の早期発見・早期治療のほか、「自らの健康は自らで守り維持する」という健康づくり意識の高揚と生涯にわたる健康な体づくりをめざしています。

また、国では、国民の健康づくりのため、平成12年から22年までを期間として「健康日本21 “21世紀における国民の健康づくり運動”」を展開し、国民一人ひとりの各ライフステージにおける「生活の質（QOL）の向上」のための、ヘルスプロモーションの考え方に基づく地域ぐるみの健康づくりを進めています。その後、平成14年には健康増進法を施行して取組みを強化し、平成18年度からの介護保険制度では介護予防を大きく位置づけました。平成20年度からは、医療法改正に基づく新たな健診と保健指導による生活習慣病予防対策がさらに強化されます。

健康づくりに力が注がれる背景のひとつとして、わが国が世界屈指の長寿国である一方で、他に類を見ない速度で少子高齢化が進行し、「世代間扶養の原則」が維持できなくなることへの不安が生じていることが挙げられます。つまり、高齢期の介護等に係る社会保障費の急激な増加を抑制すべきことから、「健康寿命の延伸（健康で長生き）」が重視されるという状況にあります。

今後は、本町における町民の健康づくりについても、一人ひとりの健康づくりにとどまらず、人と人とのふれあいを通じて地域の活力につながるものとして展開することが求められています。

計画

(1) 町民の健康づくり運動の促進

① 町民主体の健康づくり

ヘルスプロモーションの考え方を踏まえた「京丹波町健康プラン」を「健康日本21」に基づいて策定し、町民の健康づくり運動の具体的な展開を図ります。計画は、町民の理解と協力を得ながら策定することとし、その内容として日常的な健康づくりの実践や達成評価に係る具体的目標などを盛り込むこととします。

《取り組み例》

- 「京丹波町健康プラン」の策定と推進

②健康づくりのための知識普及と意識啓発

乳幼児期、少年期、青年期、中高年期、高齢期などライフステージに応じた健康づくりの取組みを促すため、家庭、地域、学校、職場などにおける健康教育の充実を図ります。

町民の健康づくり実践に係る情報を収集・把握し、だれもが日常的に活用できる情報として発信していきます。

《取組み例》

- ライフステージに応じた健康教育の充実
 - メタボリックシンドロームに関する健康講座の実施
 - 糖尿病教室の実施
 - ウォーキング交流会の実施
- 健康づくりに係る情報の受発信の強化
 - ケーブルテレビによる放送

(2) 疾病の予防と早期発見・早期対応の強化

①健（検）診事業の充実と受診率の向上

生活習慣病予防やがん予防を重視した健（検）診事業を実施する中で、医療機関委託の導入や総合健診などを含め、ライフステージや地域特性に配慮した受診しやすい体制を充実させることにより、若年層や勤労者層なども含めた幅広い受診ニーズにこたえていきます。

平成20年度からは、医療保険者が主体となって実施する特定健診・保健指導と連携を取りながら、生活習慣病の発症・重症化予防を具体的に進めていきます。

《取組み例》

- 健康増進事業の実施
- がん検診の医療機関委託の一部導入
- 総合健診の推進

②健康相談・指導と健康教育の充実

各地区における健康相談において生活習慣改善のための個別保健指導のほか、必要に応じて訪問による個別相談・指導を実施し、また、個人と集団を対象にした健康づくりのための各種健康教育を実施していますが、今後は、新しい健診・指導の体系と整合を図る中で、これらの取組みを充実させていきます。

《取組み例》

- 健康相談・保健指導の実施
 - 基本健診後1回及び冬期1回の実施
 - 健康教室への参加勧奨の強化
- 訪問による健康相談・保健指導の提供
- ライフステージに応じた健康教育の充実（再掲）

(3) 母子保健・介護予防の充実

①母子保健の充実

妊娠・出産や子育てを応援し、子どもの健やかな成長・発達を見守るために実施している健診や相談・指導、発達支援等について、今後、育児への男性参画促進の視点も取り入れながら、幼稚園・保育所・学校等との連携のもとで、発達支援と特別支援教育の連続性確保等による発達支援・療育体系の強化、子どもの発達段階に応じた相談対応の充実などを図ります。

《取組み例》

- 母子の健康の確保
 - 不妊治療への支援
 - 母子手帳の配布、妊婦健診・乳幼児健診の実施
 - 母子訪問指導の実施
 - 乳幼児発達相談の実施
- 子育て支援に係る保健事業の充実
 - パパママ教室の実施、乳幼児の事故防止指導
 - ベビーマッサージの指導
 - 子育て講座・遊びの教室の実施
 - 離乳食教室、2歳児歯科教室の開催（栄養指導と手作りおやつを試食）
- 発達支援連携システムの構築
 - 発達に課題のある子への総合的な発達支援の提供
 - 親等の養育者への支援の強化

②介護予防の充実

平成18年度から介護予防重視型のしくみとして大きく転換した介護保険制度において、介護保険制度の地域支援事業として要支援・要介護の認定に至らない65歳以上の元気高齢者に対して実施している各種介護予防事業の充実と実施体制の強化を図るとともに、介護予防についての理解促進に向けた知識普及と意識啓発に努めます。

《取組み例》

- 介護予防についての理解促進
 - 介護予防に係る知識普及と意識啓発の強化
- 介護予防事業の充実
 - ミニデイサービス事業の充実と町内サービスの平準化
 - 男性の料理教室の実施
 - 運動器の機能向上事業の実施
 - 栄養改善事業の充実
 - 口腔機能向上事業の実施
 - 認知症予防の充実
- 地域包括支援センターの機能強化
 - 介護予防事業実施体制の強化

(4) 食による健康づくり

本町の魅力のひとつである「食文化」をテーマとした料理教室等の実施など、食育を通じた町民の健康づくりを推進します。今後は、さらに各種取組みを町全体へ普及・拡大させるとともに、ライフステージごとの健康づくりニーズに即応した取組みの展開に努めます。

ケーブルテレビ放送等を活用して、正しい「食」情報の提供や「京丹波町ならではの」料理の紹介なども行います。

《取組み例》

- ライフステージごとの町民ニーズを踏まえた料理教室等の実施
 - 離乳食教室、2歳児歯科教室の開催
 - 親と子の料理教室
 - 男性の料理教室
 - 健診時等における栄養指導の実施
- 正しい「食」情報の提供
- 旬の食材や地元の食材を用いた料理の紹介

(5) 地域の保健福祉推進基盤の強化

町民の健康づくり運動を促進するために、保健・福祉・医療・教育等の各分野がそれぞれに高い専門性を発揮し、緊密な支援ネットワークを築きます。

こうした健康づくり支援基盤の強化を図りながら各種保健事業や町民の自主的な健康づくりを地域ごとに進めるため、保健施設を拠点として集落公民館等の有効な活用を図ります。

町民一人ひとりの健（検）診結果等をはじめとする健康情報を集積し、病態別の健康教育や健康相談への活用を図るとともに、地域の健康づくり支援にもつなげます。

《取組み例》

- 保健・福祉・医療・教育等の連携強化
 - 地域ケア会議、保健・医療・福祉担当者会議、幼稚園・保育所・学校養護部会との担当者会議等の開催
 - 国民健康保険との連携
 - 産業保健との連携
 - 地域包括支援センター運営協議会による介護予防・在宅生活介護事業の支援強化
- 保健福祉施設の充実・連携
 - 保健福祉施設の機能強化
 - 集落公民館等との連携の強化
- 健康管理システムの充実
 - 平成20年医療法の改革に伴うシステムの改良等

2 福祉

現況と課題

〔子育て支援〕

少子化は、社会を支える世代の減少による社会保障問題など国の将来を揺さぶる最大の社会問題となっています。今後は、国・府・町が連携しながらそれぞれの役割を明確にしてその責務を果たすとともに、地域社会において子育て・子育てを応援する環境づくりが求められています。

これらの社会基盤の整備は全国的に進んでおり、本町においても、平成17年3月に旧3町が合同で子育て支援に関する計画として「次世代育成支援行動計画」を策定し、これに基づき、保育サービス基盤の充実、虐待被害等による要保護児童対策などに重点を置きながら、子育て支援センター3カ所を拠点に安心して生み育てることができる各種の子育て支援策を進めています。

町立保育所は4カ所（うち分園1カ所）ありますが、保育所と幼稚園の機能の一体化や施設の老朽化への対策などによる保育環境の向上が課題となっています。

■町立保育所児童数

名称	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
上豊田保育所	13	12	27	26	26	104
同 下山分園	4	3	7	9	13	36
桧山保育所	6	11	20	20	36	93
和知保育所	1	4	15	16	19	55
広域入所児童	0	2	1	1	1	5
計	24	32	70	72	95	293

(単位:人 平成19年5月1日現在)

〔高齢者福祉〕

国では、制度の維持の視点を重視しながら、介護予防の推進による健康寿命の延伸と在宅福祉の基盤強化、認知症対応の充実などを図ることとしています。

町では、国の考え方を踏まえて「京丹波町高齢者保健福祉計画および第3期介護保険事業計画」を平成18年3月に策定し、これに基づき各種の福祉事業を進めています。

このような中で、平成17年国勢調査結果では本町の高齢化率が31.8%と、全国平均の20.1%を大きく上回り、また、町内には高齢化率が50%を超える集落も発生するなど、保健・福祉分野にとどまらない総合的な高齢者対策の必要性が高まっています。

〔障がい者福祉〕

平成18年10月から障がい者自立支援法に基づく障がい福祉サービスの本格的な運用が始まり、障がいのある人の自立（地域生活移行等）と社会参画（就労促進等）に向けて、障がい福祉サービスの提供基盤の整備、ケアマネジメントの考え方に基づくサービス利用の援助などが実施されるようになりました。

町では、平成18年度に「京丹波町障がい者基本計画」と「京丹波町障がい福祉計画」を策定し、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもとで、関係機関等の連携関係の構築、就労支援体制の強化、地域での交流の場づくり、居住の場の確保などを重点施策として各種の取組みを進めています。

〔地域福祉〕

家族、地域、そして「住民と行政の関係」が大きく姿を変えてきた今日、地域社会の断片化・硬直化をもたらしがちな状況の中で、今後は「地域の支えあい・つながり」を再構築して「住民主体のまちづくり」「地域ぐるみの福祉の体制づくり」を進めていかなければなりません。

また、児童・高齢者・障がい者福祉等の各分野の福祉に係る地域ぐるみの福祉活動を横断的に結びつけることにより、従来は福祉施策のすき間にあったニーズも含めすべての福祉ニーズに対して、地域社会のさまざまな分野で「福祉力」を発揮し、総合的にこたえていく必要があります。

〔福祉のまちづくり〕

「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が平成18年2月に施行されました。これにより、従来は「高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」と「高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」によって個別に進められてきた福祉のまちづくりの取組みが一元的な法律のもとで進められることとなりました。

高齢化が進む本町にあって、福祉のまちづくりは「住み続けられる地域づくり」と同義であるとの認識に立ち、まちづくりの重要施策として位置づけて事業推進を図っていくことが必要です。

計画

(1) 児童福祉（子育て支援）の充実

① 子育て支援の充実

児童福祉は、親等の養育者が安心して子どもを生き育て、その中で子どもがのびのびと育つまちづくりの根幹となるものとして、母子保健、保育、子育て支援などの視点からその充実に向けて取り組みます。

若者に「このまちで子どもを生き育てたい」と感じてもらえるように、若者定住や男女共同参画社会づくりなどの取組みと連携しながら、子育て環境をはじめとする本町の魅力を高めていきます。

子育ての責任を担う親等の養育者に対して保健事業で実施している育児に関する知識普及や技術伝達、相談、さらには町内3カ所に子育て支援センターを設置して主に在宅保育家庭を対象に実施している育児支援など、子育て支援の取組みを充実します。

《取組み例》

- 子育て支援に係る保健事業の充実（別掲）
- 子育て支援センターの充実
 - 丹波子育て支援センターの移転・拡充（平成19年度）
- 放課後児童クラブの充実
- 経済的負担の軽減
 - 児童手当支給事業・すこやか祝金支給事業、京都子育て支援医療費助成事業・すこやか子育て医療費助成事業（別掲）、チャイルドシート購入助成事業等

②子育て交流活動の充実

地域ぐるみで子どもと子育てを見守り応援する取組みや、子どもから大人まで多世代が楽しんで心を交わせる行事などを通じて、「子どもを地域の宝として大切に作る地域づくり」「安心して子どもを生き育てられる地域の環境づくり」を進めます。

《取組み例》

- 地域ぐるみ・多世代による子育て環境づくり
- 地域子育てネットワークの構築
 - 「なんたんわくわく子育て応援フォーラム」の開催
 - 子育てサークル等のネットワークづくり
 - 地域子育てパートナー活動の支援

③子どもの生命・人権を守る取組みの強化

「子どもの権利条約」の趣旨を踏まえ、子どもの権利を最大限に尊重し、その生命と人権を守る取組みを強化します。特に児童虐待や要保護児童への対応に係る体制の充実を図ります。

《取組み例》

- 母子の健康の確保（再掲）
- 虐待被害等の予防と早期発見・早期対応の強化
 - 要保護児童対策地域協議会の設置・児童虐待防止ネットワークの充実

④就学前教育保育の充実（保育所）

在宅保育、施設保育、幼稚園教育すべてを就学前教育保育としてとらえ、子どもの育ちと家庭の子育てを応援する一元的な考え方のもとで、適切な就学前教育保育の提供体制を整備します。

保育所においては、次世代育成支援行動計画に基づき、発達段階に応じた適切な保育サービスを提供するとともに、保育所と幼稚園機能の一体化に向けた取組みを進めます。

《取組み例》

- 発達段階に応じた保育の実施
- 多様な保育ニーズに対応した保育サービスの提供
 - 乳幼児保育、就学前保育、早朝・延長保育、一時保育、乳幼児健康支援一時預かり（病後児保育）、特定保育、障がい児保育等事業量の計画に基づく確保
- 認定こども園の設置に係る検討（幼保一元化の検討）（再掲）

⑤ 保育所施設等の維持管理・更新

老朽化が進む保育所施設について現況の把握・評価を行い、計画的な施設・設備の維持管理・更新により保育環境の充実に努めます。

松山保育所の移転新築については、優先課題として事業推進を図ります。

《取組み例》

- 計画的な施設改善の実施
- 松山保育所の移転新築

(2) 高齢者福祉の充実

① 介護予防の充実（再掲）

介護予防についての理解促進と介護予防事業の充実を図ります。

要介護状態になるおそれのある高齢者について、住民健診に加えて医療機関や福祉関係機関、民生委員などから情報を得ながら把握し、介護予防事業の利用を促進します。

《取組み例》

- 介護予防についての理解促進（再掲）
- 介護予防事業の拡充（再掲）
- 地域包括支援センターの機能強化（再掲）

② 基幹的な高齢者福祉サービス（介護保険事業等）の確保と適正な制度運用

高齢者の増加に伴って要介護（支援）者が増加することは避けられないと見込まれることから、高齢期を迎えて要介護（支援）状態になっても、町民だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように介護サービスの確保に努めます。

保険者である町として、介護保険制度維持の観点も含め、要介護認定の信頼性向上と適正給付に努めて、町民が信頼できる公平・公正かつ効率的な制度運用を図ります。

《取組み例》

- 居宅サービスの充実
 - 訪問、通所、短期入所、その他のサービスの提供
 - 住宅改修費助成の活用促進
- 施設サービスの提供
- 地域密着型サービスの提供
- 円滑なサービス利用の促進
 - 地域包括支援センターの充実
 - 制度に係る情報提供と理解の促進
- 介護保険制度の適正な運用
 - 京丹波町介護保険事業計画等策定委員会による計画の進捗管理
- 老人保護措置事業の実施
 - 対象者増加の懸念への包括的な対応の検討

③その他高齢者生活支援サービスの実施

あらゆる相談が気軽に利用できるように相談体制の充実に努めるとともに、訪問型の相談対応の充実に図ります。

高齢者生活支援サービスの実施については、供給体制の課題や財政的な問題が顕在化しているため、地域支援事業との再編や利用者負担の見直しを行いながら効率的な事業推進を図ります。

《取組み例》

- 相談体制の充実
 - 心配ごと相談・弁護士による法律相談等の実施
 - 関連窓口等における随時相談の実施
 - 訪問型の相談対応（アウトリーチ）の充実
- 高齢者生活支援サービスの提供
 - 外出支援サービス、軽度生活援助、生きがいデイサービス、食の自立支援サービス、訪問理美容サービスの平準化
 - 老人日常生活用具給付事業の実施
 - 緊急通報体制等整備事業の実施
- 高齢者虐待の予防と対策の強化
 - 高齢者とともに暮らす家族への支援充実
 - 高齢者虐待防止ネットワークの充実

④認知症支援対策の推進

認知症はだれにでも起こり得る病気であり、85歳以上では4人に1人が発症するといわれており、その支援対策の充実は全国的に大きな課題となっています。

国では「認知症サポーター100万人キャラバン」と銘打って取組みを強化しており、府では、これを受けて認知症への理解促進と認知症のある人の地域生活支援を担う「認知症サポーター」を養成しています。

本町においても、キャラバン・メイト養成講座の開催やミニ講座を開催し、地域ぐるみで認知症への理解促進を図ります。

《取組み例》

- 認知症についての知識普及と意識啓発の強化
 - キャラバン・メイトの活用による認知症サポーターの養成とネットワークづくり
- 家族を支えるネットワークづくり
 - 家族のつどい・ピアカウンセリングの強化
- 介護予防・介護サービスにおける認知症の人自身を支える対応の強化
 - 従事者研修の実施

⑤高齢者の生きがいつくりと社会参加の促進

地域の高齢者が、生きがいつくり、健康づくり、仲間づくりなどを目的として相互に支え合って楽しみ、社会貢献する各種活動を支援します。

シルバー人材センター等により高齢者が自らの経験や知識を生かして活躍できる環境づくりに努めます。

《取組み例》

- 高齢者の生きがいつくりの促進
→ 福祉ボランティア活動の支援
- 元気な高齢者の社会参加の促進
→ シルバー人材センターの充実

(3) 障がい者福祉の充実

①障がいの予防と早期発見・早期対応

保健・福祉・医療の連携をより一層強化し、障がいの予防と早期発見・早期対応につなげます。

《取組み例》

- 医療・福祉との連携による母子保健・精神保健等の対応力の強化

②障がい福祉サービスの充実

「京丹波町障がい福祉計画」に基づき、障がい福祉サービスの提供基盤の充実を図るとともに、サービス利用のための制度の周知、相談支援体制の強化に努めます。

地域の障がい福祉に関するシステムづくりにあたっては、中核的な役割を果たす京丹波町地域自立支援協議会において計画の進捗状況なども含めて協議しながら対応します。

《取組み例》

- 地域生活のための障がい福祉サービス基盤の強化
 - 社会資源の再編・確保のためのサービス提供事業者への対応強化
 - 自立支援給付に係るサービスの提供
 - コミュニケーション支援など地域生活支援事業の拡充
 - 自立支援医療の給付
 - その他サービスの提供（補装具費の支給、日常生活用具給付）
- 障がい福祉サービス利用のための相談支援の強化
 - サービス内容と制度の周知
 - 相談支援・ケアマネジメントにあたる人材の育成・確保とネットワーク化
- 障がい福祉サービスの適正な運用
 - 京丹波町地域自立支援協議会の運営

③社会参加の促進

障がいのある人の就労の機会は少ない状況にあるため、就労を望む人への総合的な相談支援と、障がい福祉サービス提供事業者・公共職業安定所（ハローワーク）・養護学校・企業・行政などの連携による就労支援体制を強化します。

また、障がいのある人が文化・芸術やスポーツ・レクリエーションに親しむ機会の拡充を図ります。

《取組み例》

- 障がいのある人の就労に係る総合相談体制の強化
- 就労支援のためのネットワークづくり
 - 雇用拡大に向けた事業者等への働きかけの強化
 - 就労移行支援、就労継続支援に係る障がい福祉サービス基盤の整備
- 文化・芸術やスポーツ・レクリエーションに親しむ機会の充実

④障がいと障がいのある人への理解促進

障がいと障がいのある人に対する理解を深めるため、啓発や学校等における福祉教育などの充実を図るとともに、学習や交流の機会づくりを進めます。

《取組み例》

- 啓発の推進
 - 人権啓発物品、機会等の活用
- 学校等における福祉教育の充実
- 学習・交流機会の充実
 - 障がい者講座「ひまわり学園」の開催（再掲）
- 団体活動等の支援
 - 身体障がい者福祉会、精神保健福祉家族会、障がい児者を守る会

⑤教育・育成支援の充実

発達障がいを含め発達に課題のある子どもや障がいのある子ども一人ひとりに対応した特別支援教育を実施します。

これに伴い、専門的な相談、指導・訓練、治療、教育を一貫して提供できる体制の確保に向けて、段階的に療育体系全体の再編・整備を図ります。また、障がいのある子どもと暮らす家族への支援の充実に努めます。

《取組み例》

- 特別支援教育の実施に伴う療育体系の再編・強化
 - ライフステージで途切れない相談支援体制の整備
 - 教育相談、進路相談の充実
- 障がいのある子どもと暮らす家族への支援の充実
 - 親等の養育者をはじめとする家族に対する相談支援の充実

(4) 地域福祉の充実

① 福祉ボランティア活動の促進

ひとり暮らしなどの高齢者世帯が増加していく中で、地域の果たす役割がますます重要となるため、地域住民によるボランティア活動を積極的に促進し、地域の福祉力を高めていきます。

また、高齢者の閉じこもり予防や介護予防を目的としたサロン活動の全町展開に向けて取り組みを進めるとともに、町保健師等の派遣、健康相談の実施、講師・福祉ボランティア等の紹介などによる支援に努めます。

《取組み例》

- 福祉ボランティア活動の充実促進
 - 福祉ボランティアの研修・交流活動、新規育成等
 - サロン活動の全町展開

② 災害時等における対策の強化

災害など緊急の事態が発生したとき、さらには日常において、高齢者や障がいのある人など避難等に配慮が必要な人への対策の強化を図ります。

《取組み例》

- 日常的な地域の見守り体制の充実
 - 非常時の安否確認が可能な人的ネットワークの形成
- 避難等の要配慮者対策の強化
 - 避難行動の支援マニュアルづくり
 - 避難場所での保健・医療対応力の強化

③ 低所得者等の自立支援

ひとり親家庭や低所得者の自立促進のため、府の福祉制度等の周知を図ります。

《取組み例》

- ひとり親家庭の自立支援
 - 母子家庭奨学金、高等学校奨学金、技能修得資金の給付
- 低所得者福祉の推進
 - 高等学校奨学金、技能修得資金、生活保護
 - 暮らしの資金貸付事業、心配ごと相談事業（再掲）

④地域の保健福祉推進基盤の強化（再掲）

町の福祉施設の機能充実と連携を図るとともに、集落公民館等を地域福祉の推進基盤としてネットワーク化を図ります。

《取組み例》

- 保健・福祉・医療・教育等の連携強化（再掲）
- 保健福祉施設の充実・連携（再掲）

(5) 福祉のまちづくり（ユニバーサルデザインの推進）

①生活環境の改善

高齢期を迎えた人や障がいのある人をはじめとするすべての町民が安心して住み、生活できる環境づくりとして、住宅や公共的空間のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた生活環境の改善と地域づくりを進めます。

《取組み例》

- 住宅・住環境のバリアフリー化促進
 - 生活に応じた住宅改修費助成制度の利用促進
- 公共的空間のバリアフリー化推進
 - 道路、建物等
- グループホーム・ケアホームの設置促進

②自由な行動の確保

町内における自由な日常生活を保障する観点から、移動のための交通手段の確保に努めるとともに、心理的なバリア（障壁）の解消により、だれもが安心して地域行事等に参加できる環境を確保します。

《取組み例》

- 交通手段の確保
 - 町営バスの運行（別掲）
- 地域行事等への参加のバリア解消

3 医療

現況と課題

町立医療施設は、瑞穂病院、質美診療所、和知診療所及び和知歯科診療所の4施設があります。瑞穂病院は病床数が47床（一般30、療養17）で、診療科は内科・外科・整形外科・小児科、和知診療所は病床数が19床（一般7、療養12）で、診療科は内科・外科・整形外科、質美診療所の診療科は内科・小児科となっています。

本町の医療施設は、他の自治体病院と同様に経営難や医師・看護師不足などに直面しており、その改善を図ることが急務となっています。

また、公立南丹病院が本町と亀岡市・南丹市により一部事務組合として設置されており、近隣の民間病院とともに高度医療機関としての役割を担っています。

一方、本町では、出生から中学校卒業までの児童、高齢者、障がいのある人などを対象に医療費助成制度を設けていますが、この制度の目的である町民の医療費負担の軽減のほかに、町民の健康保持増進により医療費の抑制につなげることが必要です。

■町立病院・診療所

	国民健康保険 瑞穂病院	国民健康保険 和知診療所	国民健康保険 質美診療所	国民健康保険 和知歯科診療所
診療科	内科・外科・ 整形外科・小児科	内科・外科・ 整形外科	内科・小児科	歯科
病床数	47 (一般30、療養17)	19 (一般7、療養12)	—	—

(平成19年4月1日現在)

計画

(1) 経営基盤の整備

①町立医療施設の経営改善

国の医療制度改革や町の厳しい財政状況を踏まえ、徹底したコスト意識を持って経常経費の節減に取り組みます。

また、安全で信頼される医療の提供に努めるとともに各施設の機能や役割を明確にする中で経済性と効率性を発揮し、安定した経営基盤の整備を図ります。

《取組み例》

- 安心・信頼を得られる医療の提供
- 病院の経営基盤の強化
- 病院経営に対する職員の意識改革

※一部事務組合：複数の市町村等が行政事務の一部を共同で処理することを目的として地方自治法の規定により設置する特別地方公共団体。

②医師・看護師の確保

医師・看護師不足は全国的な課題であることを踏まえ、関係する自治体と連携しながら、その確保に向けて国や府に働きかけます。特に医師の確保については、診療体制の維持にかかわることから、町としての対策を検討します。

《取組み例》

- 医師・看護師等医療スタッフの確保

③高度医療機関等との連携

公立南丹病院をはじめ、近隣医療機関との連携を強化します。

(2) 地域医療の推進

①予防を重視した保健医療の推進

高齢化社会の急速な進展を踏まえ、高齢者等の健康づくりや介護予防を推進しながら、生活習慣病の予防を重視した健康診査、保健指導などの充実を図ります。

《取組み例》

- 保健との連携

②地域包括医療（ケア）の推進

医療と保健・福祉との連携を基本として、健康保持増進から介護に至るまで一体的なサービスの提供に努め、地域包括医療（ケア）を推進します。

《取組み例》

- 保健・福祉との連携
- 在宅療養の支援

(3) 医療保険制度の充実

①国民健康保険事業の適正運営

安定した医療と健康に関する情報の提供により、国民健康保険被保険者一人ひとりが健康で長生きできる暮らしの確保をめざします。

国民健康保険税の収納率の向上と保健事業推進等により被保険者の医療費を抑制し、事業会計の健全化を図ります。

《取組み例》

- 国保税の収納確保
 - 滞納徴収の強化（別掲）
 - 夜間納付窓口の設置（別掲）
- 医療費抑制
 - 医療費通知
 - 無受診世帯表彰
 - 人間ドック助成

②後期高齢者医療事業の適正運営

平成20年4月からは、老人保健制度に替わる新たな医療制度「後期高齢者医療制度」に基づき、後期高齢者（75歳以上）の疾病予防・治療、機能回復訓練に至る総合的な医療事業を展開します。

保健事業推進等により後期高齢者の医療費を抑制し、医療事業の健全化を図ります。

《取組み例》

- 老人保健医療給付事業
- 後期高齢者医療事業
- 医療費抑制
 - 医療費通知

③福祉医療制度の充実

特定の心身障がい者（児）、高齢者、乳幼児、母子家庭等が安心して生活し、自立と社会参加ができるように、府・町制度に基づき医療費を助成し、その人等の医療費における経済的・精神的負担の軽減と健康の保持・増進を図ります。

《取組み例》

- 医療費助成
 - 重度心身障がい者（児）医療事業
 - 母子家庭医療事業
 - 京都市育て支援医療費助成事業・すこやか子育て医療費助成事業
 - 老人医療事業
 - 重度心身障がい老人健康管理事業

4 安心・安全

現況と課題

〔危機管理〕

本町では、武力攻撃事態などから町民の生命、身体及び財産を保護する、いわゆる国民保護のための「京丹波町国民保護計画」を平成19年3月に策定し、国民保護措置に総合的に取り組むこととしています。

そのためには、緊急時の初動体制の確立と情報伝達手段の一元化を図り、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する必要があります。

また、予期しない災害にも的確かつ迅速に対応できる体制を整備するために「京丹波町防災計画」を平成19年3月に策定し、風水害や地震災害などに対する予防計画や応急対策計画により災害に強い「ひと」「まち」「しくみ」づくりに取り組むこととしています。

〔消防防災〕

本町には常備消防の一部事務組合である京都中部広域消防組合園部消防署丹波出張所が置かれていますが、管轄する範囲は広大であることから、火災をはじめ、あらゆる災害から住民と財産を守る上で、京丹波町消防団も大きな役割を果たしています。

町消防団は、16分団の編成で、消防団員884人、自動車ポンプ8台、小型動力ポンプ付積載車51台、小型動力ポンプ2台（いずれも平成19年4月1日現在）を有し、最大限の消防機能を発揮していますが、若年層の流出による消防団員の確保難、昼間人口の減少による初期消防力の低下などの問題を抱えています。また、これまで町が防火水槽459基を整備してきましたが、その数は十分とはいえない状況です。

このような中で、消防団員の確保はもちろん、消防防災力向上のための組織再編と組織に合わせた機械器具や水利確保のための防火水槽など消防施設の整備が課題となっています。

また、あらゆる災害に対処し町民の安心・安全を確保するためには、まずは自助からという考えのもとで町民一人ひとりの災害に対する意識の醸成と備えを行い、また、共助のしくみである地域防災の重要な役割を担う自主防災組織等の育成、そして、公助の役割を持つ消防団等の組織充実を図るといふしくみの確立が重要となってきます。

京丹波町防災会議では、地域防災に関する総合的な計画として、平成19年3月に「京丹波町地域防災計画」を策定し、その推進を図ることとしています。

■消防防災体制

項 目		数	
消防団組織	消防団	1団	
	分 団	16分団	
	団 員	884人	
	団員平均年齢	37.38歳	
	就業形態	自営業・家族従業者 119人 その他 765人	
現有車両	消防ポンプ自動車	8台	
	小型動力ポンプ付積載車	51台	
	小型動力ポンプ	2台	
消防水利	防火水槽	459基	
	消火栓	191基	
	プール	14基	
	その他(池)	3施設	
自主防災組織 (女性消防協力隊)	組織数	72組織	
	隊員数	481人	
防災無線通信施設	同報無線	親局	2基
		遠隔制御機	28台
		屋外拡声機	27基
		戸別受信機	1,488台
	移動無線	基地局	3局
		車載型	21台
		可搬型	3台
		携帯型	45台

(平成19年4月1日現在)

〔交通安全〕

京都縦貫自動車道と国道9号・27号・173号が通る本町においては、自動車交通量が極めて多い状況であり、交通事故の危険性が高まっています。

このため、交通事故に遭わないための安全教育や啓発の充実と、安全な道路環境の維持が必要となります。

交通安全運動は、町交通指導員や南丹船井交通安全協会京丹波支部を中心にした街頭啓発等が年間を通じて行われており、町民の交通安全思想の普及に一定の成果を上げています。今後も交通事故防止に向け、継続して取り組む必要があります。

〔防犯〕

近年の犯罪は多様化、複雑巧妙化しており、特に子どもや高齢者が巻き込まれる犯罪が多発するなど、地域社会の安全が脅かされています。

犯罪を未然に防ぐため、広報紙や告知放送を利用した啓発、自治組織と連携した研修会の実施などを行い、町民の防犯意識の高揚を図るとともに地域ぐるみの継続的な防犯活動が求められています。

〔消費生活〕

近年の消費者を取り巻く環境が高度化・多様化する中で、日常生活において振り込め詐欺や悪徳商法、利用料の架空請求など巧妙な手口によるトラブルが多発しています。町では、これに対応するため、消費生活グループ、府、関係機関等と連携した消費生活に関する啓発を実施しています。

今後においても、さらなる啓発のほか、早期の情報提供と相談対応ができる体制づくりが必要です。

また、食品偽装など消費生活の安全性を脅かす事件が発生し、消費者の食に対する安全意識がさらに高まっています。

計画

(1) 危機管理体制の強化

災害、大事故等は、いつ、どこにでも起こり得ることを前提に、多様な危機的状況を想定するとともに、災害のほか町民の平和や安全を脅かす緊急事態が発生した場合に対処するため、緊急時の初動体制、活動体制等の確立、定期的な訓練の実施などによる危機管理体制の強化を図ります。

災害発生等の非常時における情報伝達のための基盤と体制の確立を図ります。

《取組み例》

- 緊急事態に対処するために必要な職員の参集訓練の実施
- 各区を中心とした住民情報（安否情報）等の管理体制の強化
- 防災行政無線等の整備検討（町全域拡張を検討）

(2) 防災体制の充実

①消防団組織の充実・強化

消防団が地域防災に果たす役割は非常に大きいものがあることから、消防団員の確保と組織再編により消防団の一層の充実と消防防災力の強化を図ります。

《取組み例》

- 消防団の組織再編と強化

②消防施設の整備・充実

多様化する火災や自然災害に対処するため、年次計画に基づき、機械器具、防火水槽等の消防施設を整備します。

《取組み例》

- 防災施設・設備の整備
- 防災訓練の実施

③常備消防の充実と連携強化

若年層の流出による消防団員の確保難や昼間人口の減少による初動の消防力低下に対応するため、京都中部広域消防組合の充実やこれに伴う施設・設備の充実など、広域常備消防・救急業務の両面において消防・救急体制の強化を図ります。

《取組み例》

- 広域消防組合の組織と施設等の充実
- 広域消防との連携による訓練の充実
- 救急救命士の育成

④情報連絡体制の充実

防災行政無線等の情報施設整備により消防防災上必要な連絡体制を確立するとともに、関係機関や町民等との連携・協力により情報連絡手段の多重化をめざします。

《取組み例》

- 防災行政無線等の整備検討（町全域拡張を検討）（再掲）

⑤地域自主防災組織等の確立

高齢化や都市化の進行、生活様式の変化などにより地域の協力体制が弱体化する中で、地域住民等の連帯意識からなる日常的な防災活動を行うための自主防災組織等の整備を促進し、地域ぐるみの防災体制の確立を図ります。

《取組み例》

- 消防団員等の指導による初期消火訓練
- 女性消防協力隊に対する活動支援
- 事業所における防災活動への支援
- 自主防災組織、ボランティア団体等の育成

⑥町民の防災意識等の高揚

地域、学校、事業所等における多様な主体のかかわりの中で、あらゆる機会をとらえて町民の防災意識、防災知識の高揚を図ります。

《取組み例》

- 老人家庭、事業所等への防火査察による啓発・指導
- 広報活動による防災意識の啓発

(3) 交通安全対策の推進

①交通安全運動の推進

町民の交通安全意識の高揚と交通モラルの向上のため、町交通指導員、交通安全協会をはじめ各種団体との連携により交通安全活動を実施します。特に、子ども、高齢者等を交通事故から守るため、保育所・幼稚園・小学校・高齢者講座における交通安全教育を充実します。

《取組み例》

- 町交通安全計画の策定
- 交通安全対策の推進
 - 町交通指導員活動推進
 - 南丹船井交通安全協会京丹波支部の活動促進
 - 交通安全啓発の推進
 - 交通安全教育の充実

②交通安全施設の整備

安全な道路交通を確保するために、町道のカーブミラー、ガードレール等の交通安全施設を緊急性・必要性を判断しながら計画的に整備します。

国・府道においては、歩道の未設置区間の早期整備をはじめとする交通安全上必要な施設の整備について関係機関に要望していきます。

町道、町駐車場等における放置車両の対策を強化します。

《取組み例》

- 交通安全施設整備
- 放置車両対策の強化

(4) 防犯対策の強化

①防犯の推進

犯罪・事故のない地域社会の中で町民が安心して安全な暮らしができるように「京丹波町生活安全条例」の適正な運用を図るとともに、地域住民や関係機関・団体などが一体となった防犯活動を推進します。

警察、防犯推進委員等との連携により、町民の防犯意識の高揚と犯罪が起こりにくい環境をつくります。

暴力追放に向けた取組みを進めます。

《取組み例》

- 防犯推進
 - 啓発活動の推進
 - 防犯パトロールの実施

②地域防犯力の強化

「地域住民の安全は地域全体で守る」という意識のもと、地域ぐるみで防犯活動を促進するなど、犯罪を未然に防止する安心・安全な地域社会づくりに努めます。

《取組み例》

- 集落・団体の防犯研修会の実施促進
- 街灯等設置補助事業
- 子ども安全見守り隊の活動促進（再掲）

(5) 消費生活の安心・安全の確保

詐欺や悪徳商法、利用料の架空請求など巧妙な手口による犯罪からの被害を未然に防ぐため、消費者生活センター等の関係機関、くらしと安全推進委員・消費生活グループなどと連携し、消費生活等に関する啓発や早期の情報提供、相談対応の充実を図ります。

安心・安全な食材・食品の提供を最重要視した生産・製造に向けて、町民・事業者を挙げて取り組みます。

《取組み例》

- 関係機関との連携
→ 啓発・相談活動の充実

